

相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程

平成 27 年 3 月 11 日
制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、相模女子大学及び相模女子大学短期大学部（以下「本学」という）において、公的研究費を適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公的研究費とは、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）をはじめとする各省庁又は各省庁所管の独立行政法人、地方公共団体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

- 2 前項に掲げる各省庁又は各省庁所管の公的研究費とは、内閣府総合科学技術会議が毎年提示する競争的資金制度一覧に記載されているものとする。
- 3 配分機関とは、本学に対して、公的研究費を配分する機関とする。
- 4 構成員とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員及びその他関連する者とする。
- 5 研究者とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは研究者に準ずるものとする。
- 6 部門とは、大学各学部、短期大学部、大学院研究科並びに事務局をいう。
- 7 不正とは、故意もしくは重大な過失による公的研究費の他への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 コンプライアンス教育とは、不正を事前に防止するために、本学が構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育とする。
- 9 啓発活動とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

第 2 章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第 3 条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導し、その実施状況や効果等について議論を深め、必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長（研究・情報担当）と事務局長をもって充てる。

3 公的研究費を運営・管理する者のうち、副学長（研究・情報担当）は研究者が所属する部署を、事務局長は事務職員及びその他関連する者が所属する部署を統括するが、互いに協力しつつ任務を果たす。

4 統括管理責任者は、コンプライアンス教育等不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
（コンプライアンス推進責任者）

第5条 本学の学部、大学院研究科、事務部署における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、学芸学部長、人間社会学部長、栄養科学部長、短期大学部長、大学院研究科長、大学事務部長、学園事務部長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部門内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して以下の事項を行う。

（1）不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

（2）不正防止を図るため、各部門内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

（3）定期的に啓発活動を実施し、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（監事）

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べるとともに理事会で報告する。

2 監事は、特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（運営体制の公開）

第7条 本学における公的研究費の運営・管理体制と、それに係る職名と部署名および役割を学内外へ公開する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（ルール of 明確化・統一化）

第8条 統括管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続き等に関するルールを定め、明確かつ統一的な運用を図りつつその実態の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

2 公的研究費の運営・管理は、それぞれの配分機関で定められた取扱いルールと「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学内研究費執行ルール」を遵守する。

3 ルールの例外的な処置を認める必要がある場合は、手続きを明確化して行い、当該例の許可理由や手続きを記録し、先例集としてすべての構成員に周知させる。

（職務権限の明確化）

第9条 本学の公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任については、以下

の諸規程に従うものとする。

- (1) 学校法人相模女子大学経営管理機構並びに職制規程
- (2) 学校法人相模女子大学経営管理分掌細則
- (3) 経営管理機構における職務権限規程
(関係者の意識向上)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、コンプライアンス教育を実施する。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施に際して、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- 5 公的研究費を獲得した研究者については交付通知受領後の定められた期限に、他の運営・管理に関わる構成員については、公的研究費の運営・管理に関わる初年度に誓約書を最高管理責任者である学長に提出することとし、誓約書の提出がない場合には、研究者については、獲得した公的研究費の使用を禁じ、他の運営・管理に関わる構成員については、公的資金の運営・管理に関わるできないものとする。
- 6 学術研究支援課は提出された誓約書を、研究者の場合は当該公的研究費の受領終了年から5年間、他の運営・管理に関わる構成員の場合はその任務を離れたのち5年間保管する。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(行動規範)

第11条 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定し、公表する。

(告発等の取り扱い、調査及び懲戒)

第12条 本学内外からの不正についての告発等を受け付ける通報窓口を設置する。

(「研究活動における不正行為に係る調査規程」第3条)

- 2 告発等の受付から調査委員会の設置、本調査の実施、終了までの手続きは、「研究活動における不正行為に係る調査規程」に準ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の公的研究費の使用禁止を命ずることとする。
- 4 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した公的研究費の使用停止を解除する。

(告発等の取り扱い、調査及び懲戒)

第13条 調査に関し、以下の事項について最高管理責任者は、当該公的研究費の配分機関へ報告及び調査へ協力しなければならない。

- (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議すること。

- (2) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出すること。
- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告すること。
- (4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること。
- (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること。

第 4 章 不正防止計画の策定と実施

(不正防止計画の推進を担当する部署の設置)

第14条 最高管理責任者の直属として公的研究費に関する不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止推進部署」という。）を、学術研究支援課に置く。

2 不正防止推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

3 不正防止推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施)

第15条 不正防止推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

2 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

3 不正防止計画の策定に当たっては、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

4 各部門は、不正根絶のために、不正防止推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(不正防止計画の公表)

第16条 最高管理責任者は、不正防止推進部署が策定した不正防止計画を学内外に公表し、計画の進捗・管理に努める。

第 5 章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(予算執行状況の検証)

第17条 不正防止推進部署は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。特に予算執行が年度末に集中するような場合は、遂行に何らかの問題があることを留意し、必要に応じて執行の遅れの理由を研究者へ確認するとともに、必要であれば改善を求める。

(不正取引の防止)

第18条 研究者と事務職員並びに業者との癒着による不正取引を防止するため、一定額以上の取引のある業者から誓約書の提出を求める。

2 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者があるときは、取引を禁止するなどの措置を行う。

(発注と検収)

第19条 管財課及び学術研究支援課は、「発注・検収ルール」に則り、物品の発注と検収を行う。

2 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、「発注・検収ルール」に則り、研究者による発注・検収を認める場合がある。

3 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する発注・検収について、「発注・検収ルール」に則り、運用する。

(非常勤雇用者)

第20条 研究者が、公的研究費により非常勤を雇用する場合は、その管理が研究室内での管理とならないよう、事務部署が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこととする。

2 謝金の支出については非常勤雇用者の出勤簿等、勤務状況が確認できる資料とともに請求書を、研究者の所属する部門のコンプライアンス推進責任者へ提出し、承認を得るものとする。

3 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として学術研究支援課が行うが、非常勤雇用者の勤務時間に事務職員が不在等のしかるべき理由がある場合は、この限りではない。

(換金性の高い物品の購入)

第21条 公的研究費により取得した換金性の高い物品については、備品票を貼付して管理し、切手等の備品票を添付できないものに関しては、その使用状況を確認できる帳簿等により管理するものとする。

第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第22条 公的研究費の使用等に関する学内及び学外(取引業者、企業等)からの相談を受けるため、学術研究支援課に相談窓口を置く。

(不正への取組に関する方針の公表)

第23条 本学の不正防止に対する考え方や方針を明らかにし、社会への説明責任を果たすために、不正への取り組みに関する本学の方針を学内外へ公表する。

第7章 モニタリングと内部監査の実施

(モニタリング)

第24条 本学における公的研究費の適正な運営・管理を確認するため、「学校法人相模女子大学内部監査規程」に基づき、内部監査室において監査を実施し、大学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

2 内部監査室は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

- 3 内部監査室は、不正防止推進部署との連携を強化し、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 5 内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 6 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

（改廃）

第25条 この規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第4条の定めるところによる。

（事務所管）

第26条 この規程に関する事務は、学術研究支援課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月19日から施行する。
- 2 平成27年12月15日一部改正、平成27年10月22日から施行する。
- 3 平成29年9月13日一部改正、平成29年4月1日から施行する。
- 4 平成30年3月14日一部改正、平成30年4月1日から施行する。
- 5 令和元年9月11日一部改正、令和元年10月1日から施行する。
- 6 令和6年4月10日一部改正、令和6年4月1日から施行する。